

令和8年度

福知山市育休任期付職員採用試験案内

- 募集職種
一般事務職
幼稚園教諭・保育士
- 試験日
令和8年6月21日(日)
- 申込受付期間
令和8年5月13日(水)～令和8年6月5日(金)

令和8年5月13日

福 知 山 市

令和8年度

福知山市育休任期付職員採用試験案内

令和8年5月13日

1 試験区分、受験資格及び名簿登載予定人員

(1) 試験区分、受験資格

試験区分	受験資格
一般事務職	学校教育法（昭和22年法律第26号）にいう高等学校卒業程度の学力を有する方
幼稚園教諭・保育士	幼稚園教諭及び保育士の両方の資格を有する方

(注) 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

(2) 名簿登載予定人員

試験区分	名簿搭載予定人員
一般事務職	2名程度
幼稚園教諭・保育士	2名程度

2 試験の期日及び場所

期日	場所
令和8年6月21日(日)	福知山市役所

3 試験の内容

区分		第1次試験	第2次試験
一般事務職	福知山市育休任期付職員として任用中の受験者	自己アピール試験	面接
	上記以外の受験者	SPI3試験	
幼稚園教諭・保育士	全ての受験者	自己アピール試験	面接

※第1次試験は第2次試験と同日に行い、第1次試験合格者のみ第2次試験の採点対象となります。

※試験方法・内容は、次のとおりです。

自己アピール試験	自らの経験や成果等について、記述によってアピールする試験を行います。試験時間は、45分です。
S P I 3 試験	言語及び非言語に関する能力検査を行います。出題数は70題で、試験時間は1時間10分です。

4 合格発表

最終合格発表は、令和8年7月上旬に受験者に通知します。

(電話による合否の問合せには、応じません。)

5 合格から採用まで

- (1) 試験の最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載され、その中から採用者を順次決定します。採用は、職員の育児休業の取得状況等により、各々の採用時期に違いがあります。
- (2) 任用期間は、最長3年で、各職員の育児休業期間に応じ決定することになります。
なお、職員の育児休業期間に変更等があった場合には、任用期間が更新され、又は短縮される場合があります。
- (3) 職員の育児休業の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。採用候補者名簿の有効期間は原則3年間です。
- (4) 任用期間中は、育児休業を取得する職員の代替として正職員と同様の職務に従事します。
- (5) 対象職員の育児休業取得前の産前・産後休暇期間中に代替職員で勤務する場合は、会計年度任用職員となります。

6 給 与 等

福知山市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年福知山市条例第1号)等に基づいて支給します。

◎ 給料

(令和8年4月1日現在。税控除前額)

区 分	育休任期付職員
初 任 給 (基本給+地域手当)	214,321 円 ～ 248,240 円

- ・主事級に格付けします。
- ・初任給(地域手当含む。)の最高額は、学歴、経歴及び年齢に関係なく248,240円となります。
- ・他に通勤手当、地域手当、扶養手当、住宅手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当を条例等の規定により支給します。
- ・定期昇給があります。

7 受験申し込みの方法

申込方法	受験申込書記入上の注意をお読みの上、受験申込書に必要事項を記入(自筆)し、写真を貼って福知山市役所市長公室職員課へ持参又は郵送(簡易書留にすること。)により提出してください。 また、 <u>受験票用として、受験申込書に貼った写真と同じものを1枚添付してください。(写真裏面に氏名を記入してください。)</u>
申込受付期間	令和8年5月13日(水)～令和8年6月5日(金) (ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。郵送の場合は、締切日までの消印のあるものに限り受け付けます。)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
その他	後日、受験票を送付します。受験票が6月16日(火)までに届かない場合は、職員課まで問合せください。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、直接職員課へおいください。(電話、はがき等による請求では開示できません。)

開示請求できる方	開示内容	開示期間	開示場所等
不合格者	総合順位	各合格発表の日(通知の日付)から2週間	福知山市役所6階(職員課) (土・日曜日、祝日を除く、 午前8時30分から午後5時15分まで)

(参考) 地方公務員法第16条(抄)

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■ 試験についての問合せ先

福知山市役所市長公室職員課人事給与係
〒620-8501 福知山市字内記13番地の1
☎0773-24-7034 (直通)